

明日香村の在宅医療と介護を含めた拠点整備基本設計

業務委託仕様書

この仕様書は、明日香村（以下、本村という。）が発注する下記の業務に関し、受託者が当該業務を履行するために必要な事項を定めたものである。

第1章 一般仕様

1 業務名

令和8年度第408号明日香村の在宅医療と介護を含めた拠点整備基本設計業務

2 業務の目的

本業務は、令和6年度第403号「明日香村の在宅医療と介護を含めた拠点整備基本構想・基本計画」に基づき、医療・介護・保健・福祉サービスを包括的につなぐ役割を担う拠点「トータルケアステーション」としての機能や役割を、明日香村健康福祉センター「たちばな」に整備するための基本設計および改修工事発注に接続可能な基本設計図書を作成することを目的とする。

3 契約期間

契約締結日から令和9年3月12日まで

4 履行場所

高市郡明日香村

5 関係法令等の遵守

受託者は、業務の実施にあたり、関係する諸法令規則、設計基準、指針、通達等を遵守するものとする。

6 受託者の義務

受託者は、契約の履行にあたっては、業務の目的を十分に理解し、最も優れた技術を発揮するよう努めなければならない。

7 秘密の保持

受託者は、業務上知り得た事項については、第三者に漏らしてはならない。また、常にコンサルタントとしての中立性を堅持するように努めなければならない。

8 疑義

受託者は、業務内容に疑義が生じたときは、速やかに担当職員の指示を受けるものとする。

9 提出書類

(1)受託者は、業務の着手に際して、下記の書類を提出するものとする。

- ①着手届
- ②実施体制（配置する担当者の資格や経歴を含む）
- ③実施工程表

(2)受託者は、業務の完了に際して、完了届を提出するものとする。

1 0 審査及び引渡し

(1)受託者は、業務完了時に発注者の審査を受けなければならない。その時、明らかに受託者の責めに伴う業務の瑕疵があった場合、受託者は直ちに当該業務の修正を行わなければならない。

(2)業務の審査に合格後、本仕様書に指定された成果品一式を納品し、本村の検査員の検査をもって業務の完了とする。

1 1 成果品

(1)業務が完了したときは、次の成果品を提出し、完成検査を受けるものとする。

- (ア) 基本設計図書（PDF／CAD データ）
- (イ) 基本設計説明書
- (ウ) 概算工事費算定資料（Excel／PDF）
- (エ) 協議記録一式
- (オ) 実施設計業務委託仕様書
- (カ) 上記及び業務履行にあたり作成した資料等の電子データ：CD-R 1 枚
- (キ) その他必要な資料

(2)成果品については、平易な表現で図表化するなど視覚的に分かりやすいものとする。

(3)原則、Microsoft Office のソフトウェアで作成することとし、図面や図表のデータ形式等については、本村と協議の上決定すること。

1 2 著作権

本業務により作成された成果物の著作権は本村に帰属するものとする。

第2章 業務内容

1 施設の現況

(1)施設の場所

奈良県高市郡明日香村大字立部745番地

(2)施設の構造

鉄筋コンクリート瓦葺

地下1階 地上2階

(3)施設の面積

敷地面積：13,115 m²

建築面積：2,670 m²

延床面積：3,729 m²

(4)建築年月日

1997年4月

(5) 用途

明日香村国民健康保険診療所、明日香村社会福祉協議会、浴場、図書室、トレーニングルーム、レンタルスペース等

5 業務の内容及び範囲

業務の概要は次に掲げるとおりであるが、発注者と十分に打ち合わせを行いながら実施すること

(1) 明日香村の在宅医療と介護を含めた拠点整備基本設計業務

①現地調査

敷地状況、周辺環境、インフラ状況の確認、施設現況図作成（各階平面図、立面図、断面図）

②設計条件整理

ア 施設の整備方針及び必要機能の具体化

（各機能および附帯設備の規模、面積の算定）

イ 必要諸室の選定及び規模の算定

（ア）医療機能（明日香村国民健康保険診療所、調剤薬局）

（イ）リハビリテーション機能（リハビリテーション室）

（ウ）日常生活支援機能（明日香村社会福祉協議会、病児・病後児保育）

ウ 各種法令等による規制の整理

建築基準法、医療法、医薬品医療機器等法（旧薬事法）、感染症法関連指針、高齢者・障害者等のバリアフリー法、各自治体の医療・福祉関連要綱

エ イニシャルコストの検討

（本体改修工事、外部附帯工事、機器・備品等、全体の概算事業費の算出と比較検討）

オ ランニングコストの検討

（保全費、更新費、一般管理費等の概算費用の算出と比較検討）

カ 財源の整理及び活用可能な補助金等の検討、要件整理

③基本設計の実施

ア 平面計画、動線計画、設備計画、ゾーニング

イ バリアフリー、医療安全、感染対策設計の反映

④関係機関との協議

⑤基本設計図書（各階平面図、立面図、断面図）・説明書の作成

(2) 実施設計に係る仕様書等の作成

業務設計と条件の整理を行い、設計業務委託仕様書の作成及び設計者選定方法の検討をすること。

(3) 会議等への運営・支援業務

ア 定例打合せ：年8回程度

イ 追加打合せ：必要に応じて実施

6 業務の実施

(1) 本業務の実施は、本仕様書に基づき実施すること。

(2) 受託者は、業務の実施に当たっては、関係法令及び条例等を遵守すること。

(3) 受託者は、発注者と協議を行い、その意図や目的を十分に理解した上で適切な人

員配置のもとで業務を実施すること。

- (4) 受託者は、業務の進捗に関して、発注者に対して定期的に報告を行うこと。
- (5) 受託者は、自らの組織の中から、管理技術者を選任し、発注者に通知すること。
- (6) 受託者は、本業務の一部を再委託する場合は、予め発注者の承認を得ること。
- (7) 本業務の実施に関し疑義が生じた場合は、速やかに発注者と協議を行い、指示を仰ぐこと。
- (8) 受託者は、本業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

7 業務計画書の提出

- (1) 受託者は、契約締結後10日以内に業務計画書を作成の上、発注者に提出し、承認を得ること。
- (2) 業務計画書には、次の事項を記載すること。
 - ① 業務概要、業務実施工程表、設計方針、設計条件、打合せ計画、適用基準、設計内容の精査方法、精査体制等
 - ② 業務実施体制及び組織計画(管理技術者、照査技術者、担当技術者名簿及び経歴、業務分担表を含む。また協力者がある場合には、協力者の概要、担当技術者名簿及び経歴、業務分担表を含む。)
 - ③ その他発注者が必要とする事項

8 打ち合わせ及び議事録

業務を適正かつ円滑に実施するため、受託者と発注者は打ち合わせを行い、その都度受託者が書面に記録し、相互に確認すること。

9 施設整備に関する基本方針

本事業は将来的な医療介護体制をふまえ、医療・介護・保健・福祉サービスを包括的につなぐ役割を担う拠点「トータルケアステーション」としての機能・役割を明日香村健康福祉センター「たちばな」内に整備する。

整備にあたっては、施設の老朽化に伴い、近い将来大規模改修の必要性が見込まれていることから、可能な範囲で既存の建築構造を活かし、優先順位を考慮して段階的に実施するものとする。

10 その他

明日香村の在宅医療と介護を含めた拠点整備基本設計業務に係るその他の業務として、次に掲げるとおりとする。

- (1) 着実な業務遂行がなされるよう、工程管理を的確に行うこと。
- (2) 受託者は、業務を円滑に遂行するため本村と連絡を密にし、必要に応じて随時打合せを行い、助言や提案、支援を積極的に行うこと。また、打合せ内容を確認するため、その都度記録簿を作成し、相互に確認すること。
- (3) 本業務の納入成果品は、本村が著作権を有するものとし、受託者は本村の承諾なしに他に公表、貸与及び使用してはならない。
- (4) 本仕様書に定めのない事項、あるいは疑義が生じた場合、又は本仕様書により難しい事由が生じた場合は、本村と速やかに協議し、その指示に従うものとする。
- (5) 業務本体の再委託は禁止する。ただし、本村の許可を得た場合、業務の一部の委

託の再委託は可能とする。

(6) 受託者は、本業務に関し知り得た個人情報を第3者に開示又は漏洩してはならない。

(7) 貸与品

明日香村の在宅医療と介護を含めた拠点整備基本設計業務に係る必要なデータについては、受託者に提供する。

1.1 留意事項

本仕様書に定めのない事項並びに仕様書に疑義が生じた場合は、別途協議するものとする。本設計は、法制度など直近の情報・情勢を踏まえつつ、明日香村の現状を良く理解・反映したうえで、本村の今後の在宅医療および介護事業の推進となるように実施すること。